平成３０年１１月

**【うまい儲け話にご注意】**

**【相談】**

インターネットで仮想通貨でのもうけ話を見つけた。「購入すれば何もしなくても資産が増え、１０万円が３００万円に！　うまくいかない場合は全額返金保証」とあったので６０万円分をクレジットカードの分割払いで申し込んだ。しかし返済も始まったのに一向に増えない。不安になり解約メールを送ったところ、「解約は一定の条件を満たした場合のみしか応じられない」と返信がきた。当初と話が違う。解約し返金してほしい。

**【アドバイス】**

仮想通貨は日本円やドルなどのように国がその価値を保証する「法定通貨」ではなく、単にネット上でやりとりされる電子データ（デジタル通貨）です。

　インターネット上での買い物決済のほか、家電量販店での使用もできるようになり、投資目的での売買も行われています。

　相談者は軽い気持ちで申し込みましたが、契約から２カ月経過しても一向に増えないため焦り、不信感から相談がありました。

　解約返金のためには、カード会社と決済代行業者に経緯書、支払い停止の書面などを提出する必要があり、手間も時間もかかり、必ずしも望まれる解決に至らない場合もあることを説明しました。

　その上で書類を作成し提出したところ、カード会社から次回からの支払いは止めるとの連絡を受けました。しかし、それを受け決済代行業者に連絡しても「既に運用され実績は上がって来ている。仮想通貨の性質上、多少悪いときもあり、個人差もあることは申し込みの際に説明している」との回答でした。

　それでも粘り強く交渉を重ねた結果、後日カード会社から「決済代行業者からキャンセルデータが届いた。既払い金についても全額返金される」との連絡があり、今回は解決に至りました。

　このようなケースでトラブルを避けるポイントは以下の通りです。

　①「すぐに稼げる」「簡単にもうかる」などの誘いには注意しましょう。

　②利益が出る仕組みが理解できない契約はしないようにしましょう。

　③泣き寝入りせず、諦めず相談しましょう。

　…………………………

　消費者ホットライン＝電話１８８（泣き寝入りはいやや！）　お近くの消費生活センターなどにつながります。